

## 国民年金からのお知らせ

▽ 彦根年金事務所 国民年金課  
☎0749-23-1114

### ◆ご利用ください「後納制度」

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から3年間限りの特例として開始されました。後納制度を利用するには、申込みが必要です。詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」(0570-0031004) またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

※老齢基礎年金を受給している人などは、後納制度の利用はできません。

### ◆ご存知ですか「付加年金制度」

国民年金第一号被保険者・任意加入被保険者が、定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納めると老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

### ●上乗せされる年金額年額は

200円×付加保険料納付月数です

例えば、10年間付加年金を支払うと、合計4万8千円の負担になりますが、年金額は、毎年2万4千円増えます。付加年金制度を利用するには申込が必要です。年金手帳と印鑑をお持ちいただき、右記担当課もしくは、市保険医療課、北部振興局福祉生活課、各支所で申請してください。

## しょうがい者相談員にご相談ください

▽ しょうがい福祉課 ☎65-6518

各相談員は、市長から委託を受け、しょうがいのある人の日常の相談に応じたり、関係機関に連絡をとるなど、指導や助言を行います。お気軽にご相談ください。

(順不同：敬称略)

身体しょうがい者相談員〔任期 平成31年3月31日まで〕						
尾本 清子	相撲町	☎ 63-8915	北村 マサエ	中野町	☎ 73-3275	
酒井 なつ	朝日町	☎ 62-1829	饗場 喜代子	大井町	☎ 73-2755	
中尾 廣司	鳥羽上町	☎ 62-1746	角川 和子	湖北町速水	☎ 78-2366	
藤居 脩	十里町	☎ 62-7570	鳥塚 美千代	湖北町南速水	☎ 78-1387	
まつ村 吉洋	三田町	☎ 74-0251	赤尾 保夫	高月町保延寺	☎ 85-4679	
三田 俊雄	大路町	☎ 74-0661	藤田 武一	木之本町金居原	☎ 84-0216	
佐野 信行	山ノ前町	☎ 74-0702	脇坂 保生	木之本町川合	☎ 82-2738	
北川 正子	細江町	☎ 72-4615	岩根 健治	木之本町木之本	☎ 82-5529	
八若 久男	下八木町	☎ 72-3443	山田 たみ江	余呉町柳ヶ瀬	☎ 090-3267-8278	
横田 二三子	中野町	☎ 73-2843	中村 長俊	余呉町下余呉	☎ 86-2394	

知的しょうがい者相談員〔任期 平成31年3月31日まで〕						
田中 千恵子	小堀町	☎ 62-0644	北山 唯夫	高月町馬上	☎ 85-2367	
高橋 静生	鍛冶屋町	☎ 76-0770	五嶋 治朗	木之本町木之本	☎ 82-2138	
高橋 薫	細江町	☎ 72-3015	布施 紘一	余呉町坂口	☎ 86-2836	
おつか 浩司	大寺町	☎ 73-2049	川西 正宏	西浅井町集福寺	☎ 88-0987	
まつ田 裕香子	湖北町尾上	☎ 79-0676				

## 無料で木造住宅の耐震診断が受けられます

▽ 開発建築指導課 ☎65-6543

### 耐震診断員を派遣し、木造住宅の耐震診断を無料でを行います。

希望者には、耐震改修に係る概算費用も算出します

### 【対象住宅】

- ① 昭和三十九年5月31日以前に着工し、完成しているもの
- ② 延べ面積の半分以上が住宅用になっているもの
- ③ 階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
- ④ 木造軸組工法のもの(枠組壁工法、丸太組工法等でないもの)

### 【対象者】

対象となる住宅を所有する人

### 【診断内容】

県に登録している耐震診断員が、主に目視で診断します。耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の場合には、耐震改修の概算費用の算出を行います。(希望者のみ)

### 【予定棟数】

30棟程度(先着順)

### 【申込期間】

6月1日(木)～7月31日(月)

### 【申込方法】

所定の申込用紙に必要事項を記入し、次の書類を添えて直接または郵送で左記まで。

### (添付書類)

- ・ 付近見取図
- ・ 建築物の建築時期・延べ面積のわかる書類(確認通知書・固定資産税課税証明書・建物の登記簿のいずれかの写し)

### 提出先

開発建築指導課(本庁舎2階)  
〒526-8501  
八幡東町632



## 木造住宅の耐震改修等工事に補助します

▽ 開発建築指導課 ☎65-6543

耐震診断の結果、倒壊の可能性が高いとされた木造住宅の耐震改修工事に對し、その費用を一部補助します。

また、耐震工事と併せて行う地震避難時の一助となるバリアフリー改修工事費も補助の対象となります。

### 【対象住宅】

- ① 次のすべての要件を満たす市内の住宅
- ② 耐震診断の結果、総合評点が0.7未満とされたもの
- ③ 市が行う「無料耐震診断」(上記参照)の対象となるもの

### 【対象者】

- 対象となる住宅を所有し、次の要件を満たす人
- ① 市税等の滞納がない人
  - ② 対象工事について、国・県・市の他の制度による補助を受けていない人

【申込期間】(事業予算内で先着順) 6月1日(木)～7月31日(月)  
【申込方法】 事業の着工前に申し込みください。申込み時に必要な設計図・見積書等の書類について説明しますので、必ず事前に相談ください。

※補助を受けるには、滋賀県講習会修了者名簿に登録されている設計者・施工者に依頼する必要があります。  
※平成25年に耐震改修促進法の一部が改正され、住宅等についても耐震診断および必要に応じた耐震改修の努力義務の対象となりました。

## アスベストの含有分析調査に補助します

▽ 開発建築指導課 ☎65-6543

市内の既存建築物に施工されている吹き付け建材のアスベスト含有分析調査の費用を補助します。

これはアスベストを含有する民間建築物の把握とその除去を促進し、市民の生活環境の保全を図ることを目的と

して実施するものです。  
【申込期間】(事業予算内で先着順) 6月1日(木)～10月13日(金)  
詳しくは、担当課までお問い合わせください。